

# 質問回答書

契約番号 ー

件 名 蛍光灯運搬及び資源化業務委託

質 問	回 答
<p>(1) 廃蛍光管に関する一般廃棄物処理施設の許可は受けておりませんが、産業廃棄物（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）、17.06トン／日）の許可は受けております。この場合、単体企業形式での入札は可能でしょうか。</p>	<p>(1) 本委託につきましては、一般家庭から排出される廃蛍光灯に含まれる水銀の処理が必要となります。</p> <p>このため、単体企業の入札につきましては、発注情報詳細における「入札参加条件 その他（1）単体企業 ②」項に記載されていますように、一日あたりの処理能力が5トン以上の施設の場合は、廃蛍光灯に関する一般廃棄物処理施設の許可が必要になります。</p> <p>また、処理能力が5トン未満の施設の場合は、一般廃棄物処分業又は産業廃棄物処分業（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類）の許可に加えて、水銀に関する一般廃棄物処分業又は産業廃棄物処分業（蒸留又はばい焼）の許可を受けていることが必要なことから、ご質問のとおりでは、入札参加条件を満たしておりません。</p>